

企画提案（コンペ）方式による手続きを実施するため、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 工事概要

(1) 工事名

動植物園遊戯施設設置工事

(2) 目的及び概要

遊戯施設は動植物園の娯楽的要素として重要な役割を持っており、話題性や経済性などを考慮するとともに、「熊本市動植物園マスタープラン」に基づいた様々な年代の来園者が楽しめる遊戯施設の導入を図る。

※詳細は仕様書を参照のこと。なお、仕様書中に特段の記載が無い限り、この仕様書に記載の内容は提案内容に関わらず、必須のものとする。

(3) 工事場所

熊本市東区健軍5丁目14番2号 熊本市動植物園

(4) 工期

契約締結の日から令和 8 年（2026 年）10 月 30 日まで

(5) 提案上限額

148,500 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

2 担当部局

〒862-0911 熊本市東区健軍5丁目14番2号

熊本市経済観光局観光交流部動植物園

電話 096-368-5615（直通）

ファックス 096-365-5671

メールアドレス doushokubutsuen@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 熊本市に対し、対象工事等に係る業種種別について、熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号。以下「資格審査規則」という。）第3条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第10条に規定する有資格業者名簿に登載されていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計

画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」と総称する。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、熊本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号。以下「市指名停止要綱」という。）、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税および地方消費税並びに本市市税に滞納がないこと。
- (7) 業として発注する工事に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、熊本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって、契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

4 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和 7年（2025年） 7月 2日（水）から令和 7年（2025年）7月14日（月）まで熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前 9時から午後 5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書は、令和 7年（2025年） 8月 4日（月）までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

(2) 参加手続等

本件企画提案（コンペ）（以下「コンペ」とする。）の参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送（ファックス、電子メール等）により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によ

ることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 会社概要書（様式第3号）

イ 提出期限

令和 7 年（2025 年） 7 月 1 4 日（月）午後 5 時まで

参加表明書等を郵送する場合は、令和 7 年（2025 年） 7 月 1 4 日（月）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

ウ 提出部数

1 部とする。

エ 提出先

(ア) 持参又は電送（ファックス、電子メール等）の場合

2 の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-0911 熊本市東区健軍5丁目14番2号

熊本市経済観光局観光交流部動植物園 宛

また、封筒の表面に申請する「工事名」及び「参加表明書等在中」を明記すること。

オ 留意事項

様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 説明会

説明会は実施しない。

7 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面(様式は自由)により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年(2025年) 7月 2日(水) から令和7年(2025年) 8月 5日(火) までの午前 9時から午後 5時まで

ウ 提出先

(ア) 持参又は電送(ファックス、電子メール等)の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-0911 熊本市東区健軍5丁目14番2号

熊本市経済観光局観光交流部動植物園 宛

また、封筒の表面に申請する「工事名」及び「質問書在中」を明記すること。

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年(2025年) 8月 6日(水) までに開始し、令和7年(2025年) 8月11日(月) までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

8 コンペに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は工期の変更を行うことがある。

9 提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できな

い方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 企画提案書（原本１部、コピー７部）

イ 施工日程（原本１部、コピー７部）

ウ 配置予定図（原本１部、コピー７部）

エ 概算見積書（設置に伴う付帯設備工事費及び工事に伴い発生した廃材の産業廃棄物処分費等を含む）（原本１部、コピー７部）

※コピー分には企業名を記載しないこと。また、コピーは白黒複写不可。

※企画提案書については、「動植物園遊戯施設設置工事企画選定基準」（以下「選定基準」とする。）に掲げる評価項目及び企画内容に沿って記載すること。

※設置予定場所については、動植物園内遊戯施設エリア及びその周辺とする。（配置図参照）

※出席者は、総括責任者を含め４人以内（パソコン操作者を含む）とする。

（２）提出期限

令和 ７年（２０２５年） ８月 ４日（月）午後 ５時まで

郵送する場合は、令和 ７年（２０２５年） ８月 ４日（月）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

（３）提出先

（ア）持参又は電送（ファックス、電子メール等）の場合
２の担当部局

（イ）郵送の場合

〒８６２－０９１１ 熊本市東区健軍５丁目１４番２号

熊本市経済観光局観光交流部動植物園 宛

また、封筒の表面に申請する「工事名」及び「提案書等在中」を明記すること。

１０ プレゼンテーションの実施

（１）実施日時

令和 ７年（２０２５年） ８月１２日（火）

（２）実施場所

熊本市東区健軍５丁目１４番２号

熊本市動植物園 緑の相談所２階会議室

※時間・出席者については、別途指示するもの。なお、応募の状況により日時を変更する場合がある。

（３）実施方法（対面による質疑応答形式）

プレゼンテーション２０分及びその後の質疑応答５分により実施する。

（４）提案書等に関するプレゼンテーションは、提案書等に記載されている事項に限るものとし、当該事項以外の事項については、評価の対象としない。

（５）プレゼンテーション時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用す

ることとし、プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

- (6) プレゼンテーションに当たっては、企業名を使用しないこと。
- (7) 機材を使用したプレゼンテーションも可能だが、設置・準備も20分の時間内で行うこと。なお、機材等については、提案者にて準備すること。
- (8) プレゼンテーション等を正当な理由なく欠席した場合は、このコンペは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、コンペ手続に支障のない範囲内でプレゼンテーション等を実施できるときは、再度市長が指示した日時においてプレゼンテーション等を行うものとし、コンペ手続に支障のない範囲内でプレゼンテーション等を行うことが困難であると認められるときは、このコンペ参加者の審査実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

1 1 審査の方法等

(1) 審査の主体

「動植物園遊戯施設設置工事企画選定審査会設置要綱」に基づき「動植物園遊戯施設設置工事企画選定審査会」にて行う。

(2) 審査の基準

「動植物園遊戯施設設置工事企画選定基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びプレゼンテーション等を基に審査し、合計60点満点で、審査員5名のそれぞれの評価のうち第一位の評価の数が最も多い者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、第一位の評価の数が最も多い者が複数ある場合は、その中で合計得点（審査員5名の合計得点の満点は、300点満点とする）の最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。なお、最高得点者が複数ある場合は、議決により決定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1 2 コンペ審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）
- (2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

1 3 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として

選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- （２）市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 4 仕様の詳細に係る協議

- （１）本工事に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書等に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書等に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、コンペ方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- （２）契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても１４（１）と同様とする。
- （３）契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、１（５）提案上限額の範囲内で設計用見積書を提出すること。併せ企画提案内容に沿った技術仕様書を提出するものとする。

1 5 その他の留意事項

- （１）手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号）第 22 条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

（３）参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等（以下「提出書類」という。）を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された提出書類は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された提出書類は、コンペ参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における提出書類の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この提出書類を無効とし、コンペ参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提出書類に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提出書類を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(4) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が、参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。

(5) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(6) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。